

## カナンの園評議員及び役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カナンの園(以下「本法人」という。)定款第8条及び第22条の規定による評議員及び役員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤する役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項の規定により、支給の基準を定めるものとし、この支給項目は、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当とする。

### (報酬等の支給)

第3条 本法人は、評議員並びに役員の報酬等について定款の定めにより支給しない。また、常勤する役員のうち職員と兼務する者については、この規程の適用を受けないものとする。

### (支給の基準)

第4条 本法人の評議員及び役員の報酬等に対する支給の基準は、無報酬とする。

### (公表)

第5条 本法人は、この規程を以って社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行うものとする。

### 附 則

この規程は、評議員会の議決の日(2017(平成29)年11月19日議決)から施行する。